

財務省告示第四百九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十一年度の初日から平成二十一年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年十二月二十八日

財務大臣 藤井 裕久

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十一年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	〇・八トン
四	二二、一八六トン
五	九二四トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六	
一二三トン	五三六トン	九、七三七トン	八九、二九二トン	九、六二二トン	五一三トン	三三七、四三〇トン	九七七、六五八トン	三、三五四、二九トン	四二、九五七トン	二三六トン	四、四〇三トン	二五、三五六トン	〇・三三三トン	四・八六トン	九トン	

二九	四七二トン
二八	二トン
二七	六、二三七トン
二六	三、四七五トン
二五	〇トン
二四	二トン
二三	三、七八五トン
三三	三四七トン
三一	一四、七八二トン